

鯖江市赤ちゃんテント貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鯖江市内で開催される屋内外のイベント等において乳幼児のおむつ交換および授乳を行うためのスペースとして「赤ちゃんテント」を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベント等に参加できる環境の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「赤ちゃんテント」とは、テントその他の備品により構成される、乳幼児のおむつ交換および授乳を行うための物品をいう。

(貸出物品)

第3条 貸出物品は、別表に掲げるとおりとする。

2 貸出物品は一式で貸出することを原則とし、個別の貸出しは行わない。

(貸出しの対象)

第4条 赤ちゃんテントの貸出しの対象は、次の各号の全てを満たすイベント等を主催する団体の代表者とする。

- (1) 鯖江市内で開催されるイベント等
- (2) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント等
- (3) 特定の政治および宗教活動を目的としないイベント等
- (4) 法令および公序良俗に反しないイベント等

(貸出しの申請)

第5条 貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鯖江市赤ちゃんテント貸出申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、貸出しを受けようとする日の3か月前から7日前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、電子情報処理組織を使用する方法その他の市が指定する情報通信の技術を利用する方法により貸出しの申請を行うことができる。この場合において、当該申請があったときは、前項の規定による申請書の提出があったものとみなす。

(貸出しの可否の決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、鯖江市赤ちゃんテント貸出承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通

知するものとする。

(貸出物品の受渡しおよび返却)

第7条 前条の規定により貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、市が指定する場所において貸出物品を借り受け、使用後は速やかに返却しなければならない。

2 使用者は、返却時に貸出物品に破損、汚損等がないか確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、貸出物品の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出物品を常に善良な管理者としての注意を持って使用し、保管すること。
- (2) 授乳およびおむつ交換スペースの提供以外の用途に使用しないこと。
- (3) 鯖江市赤ちゃんテント貸出承認通知書に記載のイベント等以外には使用しないこと。
- (4) 貸出物品を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- (5) 清潔を保ち、衛生管理に努めること。
- (6) 異常または事故が発生した場合は速やかに市に報告すること。

(破損等による弁償)

第9条 使用者は、故意または過失により赤ちゃんテントを破損または汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損または汚損している場合は、市長は使用者に対し、実費弁償させることができる。

(市の責任)

第10条 赤ちゃんテントの使用により、使用者が被った損害または使用者が第三者に与えた損害に対して、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、貸出物品の貸出しについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

別表（第 3 条関係） 貸出物品一覧

テント	1 張り
おむつ交換台	1 台
授乳用椅子	1 脚
持ち運びワゴン	1 台
のぼり	1 枚
のぼり棒・土台	各 1 つ